

(宛先) 松阪市長

## 松阪市病児及び病後児保育事業 送迎対応に関する委任状兼同意書

送迎事業は救急搬送の医療と明確に異なること、また、保護者不在の園からの移動や診療は、児童にとって心身への負担が大きいということを十分理解したうえで、裏面の送迎事業利用事項の内容のとおり、送迎及び診察医療についての権限を委任し、送迎対応に係る事業内容に同意いたします。

年 月 日

住 所 \_\_\_\_\_

保護者名 \_\_\_\_\_

児 童 名 \_\_\_\_\_

# 年度 松阪市病児及び病後児保育事業 送迎対応に関する委任状兼同意書

(以下の項目に同意がないと利用できません。)

## 送迎について

- 迎えに行く職員は、看護師又は保育士となり医師は同乗しません。
- 保護者は送迎サービス実施中、必ず連絡がとれる状態としてください。
- 送迎サービス実施中に発生した、利用児童の症状急変等の不測事態については、実施機関においても最善を尽くしますが、その結果については実施機関に責任を問うことはできません。
- 移動中に病状が急変した場合又は診察の結果により、入院加療が必要な場合には救急搬送となります。
- 移動中の病状の急変は、医師の診察を終えておらず、医療過誤の対象となりません。あくまで保育所等から情報提供を受けて利用を判断した保護者の責任とします。
- 医師、送迎担当の保育士、看護師等が、児童の病状を確認し、送迎が望ましくないと判断した場合には送迎対応を利用できません。
- 児童送迎にかかるタクシー代(保育所等から施設まで)は、利用料と一緒に病児及び病後児保育施設にお支払いください。(上限額あり)
- 送迎時のタクシーは、施設と契約されたタクシー会社のため保護者が選ぶことはできません。

## 診療について

- 保護者不在の診療となり、病状の説明や検査、治療についての同意を電話連絡で行います。必ず連絡が取れる状態としてください。連絡がとれない場合でも、必要に応じて検査、治療を行います。
- 診察により利用困難と判断した場合は、直ちに迎えをお願いします。
- 病児・病後児保育中に病状の急変があった場合、併設病院で治療が行われます。

## その他

- 登録時に申告していただいたアレルギーについて、細心の注意を払いますが、その他のアレルギー等で万一体調不良になった場合においては実施機関の責任を問うことはできません。
- 施設の利用状況(定員に達している、送迎対応中等)により受け入れが出来ない、または直ぐに対応できない場合があります。
- 園での与薬依頼がある場合、与薬依頼書一式の写しを園から受け取り、診察医の指示のもと服薬をすることがあります。
- あらかじめ定められた利用時間までに必ず迎えに来てください。
- 児童の引渡しは、身分が証明された方のみ(原則として保護者)となります。
- 入院を必要としたり、重症疾患等は利用対象となりません。
- 児童の身体状況の変化等で登録内容に変更となった場合、または委任内容や同意事項に変更があった場合は再申請となります。速やかに、こども未来課または実施機関へ申し出てください。